

## 宇都宮市認知症サポーター等養成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症に関する正しい知識を持ち、地域等において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とし、認知症サポーター等養成事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、宇都宮市とする。

(事業内容及び対象者)

第3条 事業内容及び対象者は次のとおりである。

(1) キャラバン・メイト養成研修事業

ア 地域住民等に認知症の正しい知識を普及啓発するために、地域の集まりなどで認知症に関する講座（認知症サポーター養成講座）を開催し、地域などでの認知症の良き理解者となる認知症サポーターを養成するための講師（以下「キャラバン・メイト」という）の養成を目的とする。

イ 対象者は、認知症介護指導者養成研修修了者、認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護実務者研修専門課程の修了者、介護相談員、公益社団法人認知症の人と家族の会会員その他認知症に関する基本的な知識、介護経験等があり、キャラバン・メイトの業務を適切に実施できる者として宇都宮市が認めたものとする。

ウ 研修時間は概ね6時間程度とし、認知症サポーター養成講座を適切に実施できるよう、次のような事項を内容とするものとする。

研 修 内 容	標 準 時 間
認知症サポーターの役割、認知症対策におけるサポーター養成事業の位置付けの理解等	0. 5 時間
認知症に関する基礎的知識の習得、認知症の人や家族と接する際の基本的姿勢の理解、認知症サポーターとしての支援内容の理解等	2. 5 時間
認知症サポーター養成講座の運営方法（グループワークを含む。）等	3. 0 時間

(2) キャラバン・メイトステップアップ研修事業

ア キャラバン・メイトのスキルアップを目的とする。

イ 対象者は、キャラバン・メイトとする。

(3) 認知症サポーター養成研修事業（認知症サポーター養成講座）

ア 地域住民等が認知症についての正しい知識を学び、身近にいる認知症の人や家族の良き理解者として支える認知症サポーターを養成することを目的とする。

イ 対象者は市民とする。ただし、介護サービス事業者が従事者に対して実施する研修は認知症サポーター養成研修に位置づけることはできないものとする。

ウ 研修時間は概ね90分程度とし、キャラバン・メイトが研修を実施し、次のような事項を内容とするものとする。

研 修 内 容	標 準 時 間
認知症の基礎知識（認知症とは何か、認知症の症状とは）、早期診断・治療の重要性、権利擁護等	60分
認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとしてできること等	30分

エ 研修の開催を希望する者（以下「希望者」という。）は、開催希望日の概ね2月前までに受講対象者（概ね10人以上）を募り、宇都宮市に申し込むものとする。この場合において、研修の実施会場は、希望者が確保するものとする。

オ 宇都宮市は、研修の受講を修了した者に対し、キャラバン・メイトを通じてオレンジリングを交付しなければならない。

カ 研修を実施したキャラバン・メイトは、この研修終了後、速やかに宇都宮市に受講者等を報告しなければならない。

（秘密の保持）

第4条 前条の研修における講師は、当該研修の実施に関し、個人情報等の知り得た秘密を漏らしてはならない。

（全国キャラバン・メイト連絡協議会との連絡調整）

第5条 宇都宮市は、認知症サポーター養成研修等の実施について、全国キャラバン・メイト連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に対し、連絡協議会の定めによる各種様式の提出を行い、その他必要な連絡調整を行うものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。